

公示番号：180202

国名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト（予算管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：予算管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月中旬から2018年10月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：
国内準備 5日、現地業務 28日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月7日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	公共財政管理に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国サバナケット県は国内第一の人口を擁する県であり、タイ及びベトナムに近接した立地から国外市場にも近く、生産拠点としての優位性が高いことから、先行案件「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト（PIAD）」（2010年～2015年）を実施し、①「参加型」による農家の主体的な水路整備および維持管理の促進、②コメの生産性向上やコメ以外の作物販売振興として園芸作物の栽培技術も含めた技術指導、さらに、③水利費の徴収や財務管理、農地台帳の整備などを通して農家組織の強化を行った。これら一連の灌漑整備・水管理、栽培技術向上および農民組織強化の3つの活動要素を、行政の支援のもと、農家主体で実施する「PIADモデル」として確立した。

しかしながら、「PIADモデル」を発展的かつ持続的に実施するためには、従来の中央主導型ではなく、県が主導して①農林局及び関係部局の連携強化を行い、②国や県から配分される開発予算の適正化を図り、③農家による「PIADモデル」の実践力を強化し、④高付加価値農産物生産に向けた行政サービス強化に包括的に取り組む「参加型農業」として振興することが必要である。このような認識に基づき、「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が2017年6月末より開始されている。

本プロジェクトは、サバナケット県において地域の農家が主体となり、行政からの支援を得つつ、農家が栽培技術のみならず情報やリソースを活用しながら計画から販売までの営農活動を実践し、農業生産量や質の向上、ひいては農業収入の向上を図ることを目的としており、これらの政策・方針を「県の事業」として主体的・持続的に具現化するモデルとしての役割を担っている。しかしながら、現時点では開発予算は国や県に十分に配分されておらず、また配分された予算についても農村部におけるニーズの高さや緊急性に合わせて効率的・効果的に活用されていない。

同国では、「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト」（2012年3月～2015年9月）など、国レベルから県・郡の計画投資事務所において、公共投資事業の運営管理能力の強化が図られており、事業計画や評価にいたる各種ガイドラインも作成されている。しかしながら、本プロジェクトが支援する「参加型農業」推進のための各種活動のような、ソフト面の小規模事業を適切に管理するための実務的かつ簡便な方法の導入にまではラオス政府側の対応も追いついていない状況にある。

参加型農業を持続的に取り組むためには、必要な予算額の確保、効率的・効果的な予算の配分、予算執行状況の管理及び評価といった予算管理を行政機関において着実に実施することが必要である。このため、本プロジェクトでは、県レベルにおける活動支援計画等の作成と、これに基づく予算の要求・確保・配分、そして活動の効果を

測定・評価するための支援を行うことで、「PIAD モデル」が行政の適切な支援を得ながら「参加型農業」へと発展する環境を整備することとしている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の活動を行う。

本業務では、サバナケット県農林局計画課および同県計画投資局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同県が承認する規模の公共事業の計画立案・申請・配分・執行・評価といった一連の予算プロセスの現状を整理し、C/P が自立的に予算管理を行うための改善点について検討するとともに、地域における農業振興に対し、県の支援活動や、郡農林事務所による普及活動に県・郡の予算が有効活用されるよう提案を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2018年8月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、ラオスの公共事業における予算プロセスの現状と課題を把握するとともに、先行案件（PIAD）及び本プロジェクトの背景・協力の概要について把握・分析する。
- ② 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部による確認を経た後、JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームにもデータを送付する。

（2）現地業務期間（2018年8月下旬～2018年9月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② サバナケット県および同県農林局（PAFO）における、参加型農業推進のための事業計画（たとえば農家が主体となった灌漑施設の管理や農産物販売促進等の事業）、ならびにその実施に必要な予算の申請・承認・配分、事業評価等の一連のプロセスの現状と課題をまとめる。この結果に基づき、事業実施に必要な予算が迅速・適切に配分・活用されない要因を特定する。さらに、対処可能な改善策又は改善の方向性を検討する。
- ③ PIAD における活動成果及び本プロジェクトのベースライン調査を踏まえ、県レベル及び郡レベルの関係機関が各地区で実施する参加型農業推進のための事業効果や費用対効果等の把握・算出手法、および予算執行状況や事業効果などをモニタリング・評価するための実施体制、手順、手法について検討する。
- ④ 上記③の結果に基づき、県・郡職員が費用対効果算定や事業のモニタリング・評価を適切な手順に基づき、改善された手法で実施できるよう、県（県計画投資局、県農林局計画課等担当部局）および郡（郡計画事務所、郡農林事務所等）を対象とした研修（25人程度を対象とし、2日程度を想定）を実施する。
- ⑤ 上記①～④に加え、予算申請・承認・配分・事業実施・評価の一連のプロセス強化・改善のため、C/P 機関が主体的かつ短期的／長期的に実施すべき事

- 項を活動計画にまとめる。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑦ JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2018年10月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部に対して説明・確認を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（和文・英文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 3 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部

英文 4 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部

(2) 現地業務結果報告書（英文）

派遣終了時、英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部）。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上してください）。

航空経路は、成田/羽田⇒バンコク⇒ビエンチャン⇒バンコク⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2018 年 8 月 26 日～9 月 22 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る専門家チームの構成は次のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー／地方行政
- ・ 営農／農業技術
- ・ マーケティング／農家組織
- ・ 業務調整／研修

③ 便宜供与内容

- ア) ビエンチャン・サバナケット間移動（往復）
プロジェクトがアレンジします。
- イ) 空港送迎
あり
- ウ) 宿舎手配
便宜供与あり
- エ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- オ) 通訳備上
プロジェクトが必要に応じアレンジします。
- カ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトが必要に応じアレンジします。
- キ) 執務スペースの提供
サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースが利用できます（ネット環境完備）。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8453）にて配布します。

- ・ Record of Discussion (R/D)
- ・ ラオス公共投資・財政管理分野における情報収集・確認調査報告書

②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」ホームページ
(<https://www.jica.go.jp/project/laos/021/index.html>)
- ・ 「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031610.html>)
- ・ 「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>)
- ・ 「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(PCAP3) 終了時評価調査報告書」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029963.html>)

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 7.(2)②について、現状と課題に関する調査を含めた方法論についてプロポーザルにて具体的に提案してください。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上